



発行 東京都

目次

73

訓 令（人）

○東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………一

訓 令（監）

○東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………一

規 程（交）

○東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二

規 程（水）

○東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二

規 程（下水）

○東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二

雑 報

○東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程……………三
……………（東京都職員共済組合）……………三

訓 令（人）

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会電子情報処理規程（平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第二十八条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令（監）

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局長

東京都監査委員電子情報処理規程（平成二十年東京都監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

東京都監査委員 清水 やすこ

東京都監査委員 神 林 茂

東京都監査委員 友 渕 宗 治

東京都監査委員 岩 田 喜美枝

東京都監査委員 松 本 正一郎

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

第五条第六号中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

第六条第四号中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第二十六条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第二号

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子情報処理規程(平成十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第三十条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程(平成二十年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

第五条第七号及び第六条第三号中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第二十九条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

第三十二条第一項第四号中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年五月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程(平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第二節 情報セキュリティ対策」を「第二節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第三十一条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策

実施体制」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年五月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合電子情報処理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第三章 情報セキュリティ対策」を「第三章 サイバーセキュリティ対策」に改める。

「第一節 情報セキュリティ対策」を「第一節 サイバーセキュリティ対策」に改める。

第二十二条の見出し中「情報セキュリティ対策」を「サイバーセキュリティ対策」に改め、同条第一項中「情報セキュリティ対策実施体制」を「サイバーセキュリティ対策実施体制」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

